

# 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

製品名	硝 酸
会社名	要薬品株式会社
住 所	〒550-0003 大阪市西区京町堀3-2-7
担当部門	営業部
電話番号	06-6445-0444
FAX番号	06-6445-0458
緊急連絡先	同上
整理番号	K-040

## 2. 危険有害性の要約

### GHS分類

物理化学的危険性	爆発物 可燃性又は引火性ガス ( 化学的に不安定なガスを含む ) エアゾール 支燃性又は酸化性ガス 高压ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 自然発火性液体 自然発火性固体 自己発熱性化学品 水反応可燃性化学品 酸化性液体 酸化性固体 有機過酸化物 金属腐食性物質	区分外 分類対象外 分類対象外 分類対象外 分類対象外 区分外 分類対象外 分類対象外 区分外 分類対象外 区分外 分類対象外 区分3 ( 65%以上 ) 区分外 ( 65%未満 ) 分類対象外 分類対象外 分類できない
健康に対する有害性	急性毒性 ( 経口 ) 急性毒性 ( 経皮 ) 急性毒性 ( ガス ) 急性毒性 ( 蒸気 ) 急性毒性 ( 粉じん及びミスト ) 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 呼吸器感作性	分類できない 分類できない 分類できない 分類対象外 分類できない 区分2 区分1 区分1 分類できない

	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	分類できない
	生殖毒性	分類できない
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1（呼吸器系）
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1（呼吸器系、歯）
	吸引性呼吸器有害性	分類できない
環境に対する有害性	水生環境有害性（急性）	分類できない
	水生環境有害性（長期間）	分類できない
	オゾン層への有害性	分類できない

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



（65%以上）

注意喚起語

危険

危険有害性情報

火災助長のおそれ：酸化性物質（65%以上）

吸入すると生命に危険

重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷

重篤な眼の損傷

臓器（呼吸器系）の障害

長期にわたる、又は反復ばく露による臓器（呼吸器系、歯）の障害

注意書き

【安全対策】

熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。－禁煙。（65%以上）

衣類及び他の可燃物から遠ざけること。（65%以上）

可燃物と混合を回避するために予防策をとること。（65%以上）

粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。

取扱後はよく手を洗うこと。

この製品を使用するとき、飲食又は喫煙をしないこと。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

【換気が不十分な場合】呼吸用保護具を着用すること。

【応急処置】

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。

気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。

火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。（65%以上）

【保管】

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

最重要危険有害性及び影響

有害性 皮膚に触れた時は薬傷を起こし、眼に入ると失明の危険がある。加熱すると、有害なヒュームやガスを発生し、これを吸入すると咽喉や呼吸器の粘膜を侵し、歯の腐食や肺水腫を起こす危険がある。

環境影響 水棲生物に対して有害な影響を及ぼす可能性がある。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	混合物
化学名又は一般名	硝酸
濃度又は濃度範囲	10 ～ 67.5%
化学式又は構造式	HNO <sub>3</sub>
官報公示整理番号	化審法・安衛法：(1) - 394
CAS番号	7697-37-2

4. 応急措置

吸入した場合	直ちに空気の新鮮な場所に移す。呼吸停止の場合は、直ちに呼気の吹き込み、器具による人工呼吸、又は酸素吸入を行い、速やかに医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合	直ちに汚染された衣服や靴を脱がせ、速やかに付着部を多量の水で十分に洗い流し、薬傷があれば医師の診断を受ける。
眼に入った場合	清浄な水で瞼や眼球の隅々まで15分間以上洗浄し、速やかに医師の診断を受ける。コンタクトレンズを使用している時は、固着していない限り、取り除いて洗浄する。その後も洗浄を続ける。
飲み込んだ場合	直ちに口の中を水で洗浄し、無理に吐かせない。直ちに医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	小火災の場合：粉末消火剤、二酸化炭素、乾燥砂、耐アルコール性泡消火剤 大火災の場合：散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤
使ってはならない消火剤	棒状注水
特有の危険有害性	火災によって刺激性、腐食性、又は毒性のガスを発生する恐れがある。加熱あるいは水の混入により、容器が爆発する恐れがある。
特有の消火方法	周辺火災の場合：消火作業は風上から、適切な保護具を着用して行う。移動可能な容器は直ちに安全な場所に移動する。不可能な場合は、散水冷却によって容器の温度上昇を防ぐ。容器内に水を入れてはならない。

着火した場合：有機物等に接触して発火した場合は、水、泡又は炭酸ガス等の消火剤を用いて消火する。火に包まれると有害な窒素酸化物のガスを発生するので、消火作業には必ず保護具を着用する。消火作業は必ず風上から行い、有害なガスの吸入を避ける。必要に応じて適切な保護具（手袋、眼鏡、空気呼吸器等）を着用する。

消火を行う者の保護

## 6. 漏出時の措置

<p>人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時処置</p>	直ちに全ての方向に適切な距離を漏洩区域をして隔離する。漏洩した場所の周囲にはロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。作業の際には必ず保護具（保護眼鏡、保護手袋、保護衣等）を着用し、風上から作業し、低地から離れる。
<p>環境に対する注意事項</p>	環境への影響を起ささないように、濃厚な廃液が河川等に排出しないように注意する。
<p>封じ込め及び浄化の方法 及び機材</p>	漏出源を遮断し、漏れを止める。漏洩した液を土砂等に吸着させて取り除くか、ある程度水で徐々に希釈した後、消石灰やソーダ灰等で中和し、多量の水で洗い流す。発生するガスは霧状の水をかけて吸収させる。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

<p>技術的対策</p>	吸入、皮膚への接触を防ぎ、眼に入らないように適切な保護具（酸性ガス用防毒マスク、保護眼鏡、耐酸用前掛け、同ゴム手袋、同ゴム長靴等）を着用する。
--------------	---

<p>局所排気・全体換気</p>	局所排気及び全体換気の設備を設ける。
------------------	--------------------

<p>安全取扱注意事項</p>	可燃物、有機物と接触すると二酸化窒素を発生するので、これらと接触させない。高濃度の場合は、水と急激に接触すると多量の熱を発生し、酸が飛散することがある。直接中和剤を散布すると発熱し、酸が飛散することがある。本製品を使用する時は、飲食や喫煙はしない。腎臓及び肺の疾患を持つ人は接触を避ける。
-----------------	--

<p>衛生対策</p>	取扱者には本製品の化学的性質、物理的性質、有害性、危険性等を教育する。取扱い後は良く手や顔等を洗う。
-------------	--

保管

<p>技術的対策</p>	保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、屋根とほりを不燃材料で作る。特に床は床面に水や危険物が浸透しない構造とし、木製及び可燃材料を使用しない。更に適切な傾斜をつけ、かつ貯めますを設ける。
--------------	--

<p>保管条件</p>	容器は直射日光を避け、換気良好な冷暗所で40℃以下に保ち、密栓し、漏洩、転倒、衝撃等が起こらないように保管し、空気との接触を避ける。有機物質、還元剤、酸化剤、金属、可燃物との接触を避け、同一場所に保管してはならない。
-------------	--

<p>容器包装材料</p>	ポリエチレン容器
---------------	----------

## 8. ばく露防止及び保護措置

設備対策

屋内で取扱う時は、完全密閉化するか、局所排気装置を設置する。取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い、洗眼設備を設け、その位置

を明確に表示する。万一の液漏れ時に備え、中和剤等を常備するのが望ましい。

管理濃度	未設定
許容濃度	ACGIH TLV-TWA (2013) 2 ppm
	ACGIH TLV-STEL (2013) 4 ppm
	日本産業衛生学会 (2013) 2 ppm 5.2 mg/m <sup>3</sup>
保護具	
呼吸器の保護具	酸性ガス用防毒マスク等
手の保護具	耐酸性保護手袋 (ゴム等)
眼の保護具	保護眼鏡 (ゴーグル型)、顔面シールド
皮膚及び身体の保護具	耐酸性保護具 (ゴムカッパ、ゴムズボン、ゴム長靴等)

## 9. 物理的及び化学的性質

外観	無色又は淡黄色の液体
臭い	刺激臭
融点・凝固点	-33℃ (濃度67.5%)
沸点、初留点 及び沸点範囲	121℃ (濃度68%)
引火点	不燃性
燃焼又は爆発範囲 の上限・下限	不燃性
蒸気圧	データなし
蒸気密度	データなし
比重 (相対密度)	1.41 (濃度67.5%、25℃)
溶解度	水：混和
自然発火温度	不燃性

## 10. 安定性及び反応性

反応性、化学的安定性	本製品自体は不燃性であるが、日光で分解し、有害な窒素酸化物を発生する。
危険有害反応可能性	加熱すると分解し、窒素酸化物を生じる。この物質は強力な酸化剤であり、可燃性や還元性の物質 (テルペンチン、木炭、アルコール等) と激しく反応する。この物質は強酸で、塩基と激しく反応し、金属に対して腐食性を示す。有機化学物質 (アセトン、酢酸、無水酢酸等) と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。ある種のプラスチックを侵す。
危険有害分解生成物	窒素酸化物

## 11. 有害性情報

製品の有害性情報	本製品の有害性情報データなし
成分の有害性情報	
【 硝 酸 】	
急性毒性	経口：ヒト：LDL0 430 mg/kg
	吸入：マウス：LC50 67 ppm/4H

	ラット：LC <sub>50</sub> 49 ppm / 4 H
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ヒト：腐食性の記載あり、強い刺激性がある。皮膚に触れると激しい痛みと薬傷を起こす。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	ヒト：眼にばく露すると激しい熱傷が起こり、角膜の混濁、視力障害から失明に至るとの記載がある。
呼吸器感受性	データなし
皮膚感受性	データなし
生殖細胞変異原性	エームズ試験が陰性の記載がある。
発がん性	データなし
生殖毒性	データなし
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	ヒト：発生した蒸気を吸入して上気道の刺激、咳、呼吸困難、胸痛、ばく露濃度、ばく露時間によっては肺水腫を起こすとの記載がある。
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	ヒト：ミスト又は発生した蒸気の職業ばく露で慢性気管支炎、歯の侵食の記載がある。
吸引性呼吸器有害性	吸入すると咽喉の痛み、咳、胸部圧迫、更には喉頭痙攣、肺水腫を起こす。化学性大葉性肺炎の報告もある。

12. 環境影響情報

製品の有害性情報 本製品の有害性情報データなし  
成分の有害性情報

【 硝酸 】

生態毒性	魚類：LD <sub>50</sub> (96時間) 10～100 mg/ℓ 25～36 g / m <sup>3</sup> で致死
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壤中の移動性	データなし
その他の有害性	データなし
オゾン層への有害性	非該当

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 毒物及び劇物取締法の廃棄の方法に関する基準に従う。ソーダ灰と消石灰の多量の攪拌溶液中に徐々に加えて、中和された溶液及びスラリーは多量の水で希釈する。その後の処理は、水質汚濁防止法等の関連諸法令に適合した処理を施して廃棄する。

汚染容器及び包装 データなし

14. 輸送上の注意

国際規制

国連分類	クラス 8 (腐食性物質)
副次危険品名	クラス 5. 1 (酸化性物質) (65重量%以上67.5重量%未満) NITRIC ACID, other than red fuming, with at least 65%, but not more than 70% nitric acid、NITRIC ACID, other than red fuming, with less than 65% nitric acid

国連番号	2031
容器等級	II
海洋汚染物質	非該当
国内規制	
毒物及劇物取締法	劇物（指定令第2条）
船舶安全法	腐食性物質（危規則第2、3条 危険物告示別表第1）
港則法	危険物・腐食性物質（施行規則第12条 危険物告示）
航空法	腐食性物質（施行規則第194条 危険物告示別表）
道路法	車両の通行の制限（施行令第19条の13）
運送の特定の 安全対策及び条件	直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。可燃性物質、有機物との混載は禁止する。重量物を上積みしない。輸送前に容器の破損、腐食等がないことを確認する。車両、船舶には保護具（手袋、眼鏡、マスク等）を備える他、緊急時の処理に必要な消火器、工具等を備えておく。移送時にイエローカードの保持が必要である。
緊急時応急措置指針（容器イエローカード）番号：	157

15. 適用法令

毒物及び劇物取締法	： 劇物（指定令第2条）
労働安全衛生法	： 特定化学物質第3類物質 （特定化学物質等障害予防規則第2条第1項第6号） 名称等を通知すべき危険物及び有害物 （法第57条の2、施行令第18条の2別表第9） 腐食性液体（規則第326条）
労働基準法	： 疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条）
海洋汚染防止法	： 有害液体物質（Y類物質）（施行令別表1）
航空法	： 腐食性物質（施行規則第194条危険物告示別表）
船舶安全法	： 腐食性物質（危規則第2、3条危険物告示別表）
港則法	： 危険物・腐食性物質（規則第12条）
道路法	： 車両の通行の制限（施行令19条の13）
水質汚濁防止法	： 有害物質（施行令第2条 排水基準を定める省令第1条）
水道法	： 有害物質（法第4条第2項 水質基準の省令）
化学物質管理促進法 （P R T R法）	： 指定化学物質に該当しない

16. その他の情報

引用文献	15308の化学商品（化学工業日報社、2008） 危険物データブック（東京消防庁警防研究所編、1989） 危険物ハンドブック（ギュンター・ホンメル編） 化学物質の危険、有害便覧（中央労働災害防止協議会） 産業中毒便覧（医歯薬出版） A C G I H（2013） 日本産業衛生学会（2013） R T E C S
------	---

本安全データシート（SDS）記載内容は、現時点で入手できる最新の資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、新しい知見により改訂されることがありますので、含有量、物理的・化学的性質、危険・有害性などに関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、SDS中の注意事項は通常の手扱いを対象にしたものですので、特殊な手扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。